
第6章 維持管理

6. 1 維持管理について

給水条例第5条及び、第6条の規定のとおり、給水装置は需要者個人の財産であり、給水条例第22条の規定のとおり、その維持管理は需要者に委ねられている。

また、主任技術者は給水用具を選定する際、水道法施行令第5条等に基づき、構造材質基準の性能基準に適合した製品の中から、将来の材質劣化による漏水等を考慮して、使用箇所に適したものかつ維持管理も容易なものを選定し、適切に施工しなければならない。

給水装置は配水管と一体となって給水システムを構成していることから、供給水の水質を確保するためには、逆流によって配水管内の水道水が汚染されることはあってはならない。

これらのことから、需要者は給水装置の適切な使用並びに維持管理をしなければならない。

給水条例第22条 水道使用者等の管理上の責任

水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。